

建設業退職金共済制度

中小企業退職金共済法に基づき、建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度

この制度は、事業主が労働者の働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金が支払われる業界全体での退職金制度です。

- ・国の制度なので安全、確実です。
- ・経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ・掛け金の一部を国が負担します。
- ・掛け金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ・事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

《対象》

事業主：建設業を営む方  
労働者：建設業の現場で働く方

《掛金》 310円/日

《特例措置》

地震等により災害救助法が適用されたみなさまに対し、各種手続きの特例措置を実施しています。

■事業主のみなさまへ

- ・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼り付けてください。
- ・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。



建退共ホームページ

問建退共広島県支部 ☎082-221-0138

農地、及び農業用施設小規模災害復旧補助事業を創設します

7月5日から7日に発生した梅雨前線豪雨により被害を受けた農用地等の復旧を促進するため、国の補助基準に満たない小規模の土砂撤去等について、受益者本人、または複数の農家等が共同して復旧作業を行う場合、その費用の一部を助成します。(平成30年度に限定した事業です)

《対象》

- ・平成31年3月末日までに完了する事業
- ※復旧に要した賃金、日当は補助対象外です。

■対象行為と補助基準

対象行為	補助基準
農地及び水路等に流入した土砂等の撤去	3,500円/㎡
農地及び水路等に流入した土砂等の撤去(土のうを利用した場合)	250円/袋
災害により破損した鳥獣害防護柵の復旧	復旧に要した資材費の1/2以内

※申請1件当たりの補助金上限は50万円です。  
※他の事業と重複して交付を受けることはできません。

問農林水産課 林業水産係

☎お太助フォン 47-4022 ☎42-1033

問地域営農課 営農支援係

☎お太助フォン 47-4021 ☎42-1033

問各支所 (連絡先はP5目次下部に記載)

「広報あきたかた」について  
ご意見をお寄せください

アンケート

- Q1. 今月号でよかった内容や写真があれば教えてください。
- Q2. 取り上げてほしい内容や企画があれば教えてください。
- Q3. 広報に関するご意見・ご感想をお聞かせください。

受付

メールもしくは、本庁・支所へ設置してありますアンケート用紙にご記入いただき、広報ご意見ポストへ投函ください。

懸賞付きアンケート 協賛企業募集

広報あきたかたでは「懸賞付きアンケート」掲載に向け、市内外問わず、懸賞協賛企業を広く募集しています。申し込み、お問い合わせは総務課秘書広報室までご連絡ください。

総務課秘書広報室

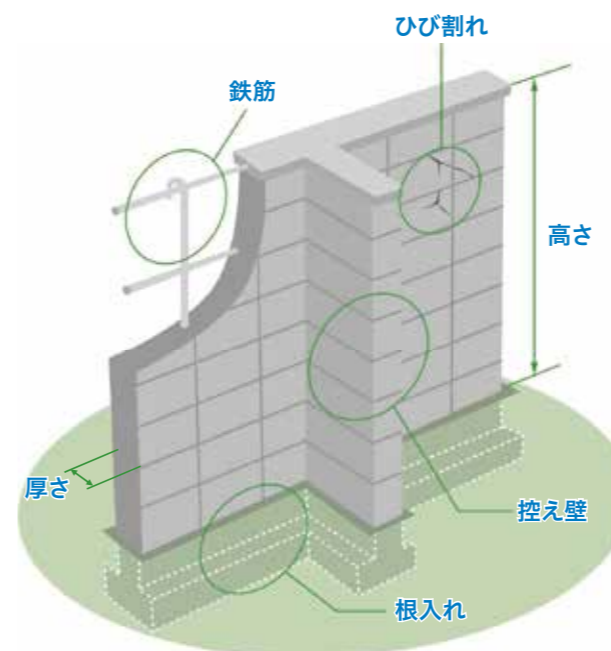
✉his yokouhou@city.akitakata.jp

制度に関するお知らせ

行政情報

ブロック塀の安全点検を実施してください

老朽化や適正に施工されていないブロック塀は、地震などにより倒壊し、通行人に危害を及ぼす恐れがあります。危険を未然に防ぐため、右記を参照に安全点検を実施していただき、条件に適合されない項目がある場合は速やかに専門家に相談し、対処してください。



出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会2013.1より一部改

項目	補強コンクリートブロック造	組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック)
高さ	地盤から2.2m以下	地盤から1.2m以下
厚さ	10cm以上(高さ2m~2.2mの場合15cm以上)	高さの1/10以上
控え壁	(高さ1.2mを超える場合)長さ3.4m以下ごとに高さの1/5以上突出	長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出
基礎	コンクリート基礎	コンクリート基礎
状態	傾きやひび割れがない	傾きやひび割れがない

※以下の項目は専門家に確認、相談してください。

項目	補強コンクリートブロック造	組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック)
基礎の根入れ	(高さ1.2mを超える場合)深さ30cm以上	深さ20cm以上
塀の鉄筋	壁の中に直径9mm以上の鉄筋が縦横とも80cm間隔以下で配筋され、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている。	

問管理課 建設管理係 担当：田口

☎お太助フォン 47-1201 ☎47-1206

思いやり駐車場

思いやり駐車場

心身の機能低下、妊娠等によって車の乗降や歩行が困難な方が、公共施設や店舗を利用するために設けられている駐車スペース

「思いやり駐車場利用証」の交付を受けた方が利用できる専用駐車場です。必要とされている方が利用できるよう、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

《利用証申請窓口》

社会福祉課障害者福祉係、または各支所窓口



問社会福祉課 障害者福祉係 担当：高田

☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130

問各支所 (連絡先はP5目次下部に記載)